

10,000m²以上
都市計画区域以外の区域

土地取引は届出が

必要です。

国土利用計画法と 土地取引の規制

一平方メートル以上の
一団の土地とは

地形・地質またはその現況から見て、ひとまとまりのものとして利用が可能な土地をいいます。

公図の上で分筆してあったり、道路や用水路などで分断されていても、一平方メートル以上で、一体の土地として利用が可能なら、土地取引の届出が必要です。（農地法第三条 売買は除く）

また、土地造成業者などが大勢の所有者から土地を買うとか、宅地を何区画も分譲する場合のように、一

つひとつの土地は狭くても、まとまって一平方メートル以上になれば、やはり一団の土地になります。

適正価格の土地は
勧告なしの通知が：

さて、みなさんから土地取引の届出が提出されました。県では、この法律の目的にそい、主に届出された売買価格と利用目的について、近隣の売買実例や標準価格と比べてどうか、土地利用関係の法や施策に照らして利用目的が適切かどうか、審査します。そして、適当であれば、届出のとおり取引してもよい、とい

国土利用計画法——土地取引を専門に行っている方以外は、ちょっと耳慣れない法律かもしれませんが、この法律の目的は、地価の安定と限られた土地の適正、有効な利用をすすめることにあります。中でも土地の投機的取引や地価の異常高騰を防ぐため、土地を取引する場合は事前に届け出てもらい、価格規制を行うことに重点が置かれています。

岩室村内でこの法の適用を受けるのは「10,000平方メートル以上の一団の土地」について取引する場合で、当事者は村長を経由して県知事あてに「届出」をしなければなりません。そして、届出後6週間以内は契約を締結してはならないことになっています。

一平方メートル以上
の土地取引は連絡を：

以上が国土利用計画法の簡単な内容ですが、届出をしないで土地取引を被る例が見うけられます。

また、土地取引には面積によっていろいろな法律上の手続きが、必要な場合がありますので、もし一平方メートル以上の土地取引をするときは、役場総務課企画係（☎☎四一一・内線二〇二）までご連絡ください。

う意味で「勧告なし」と通知します。

▲岩室村の航空写真

